

ごてんば社協だより

# ひだまり

高齢者生活支援体制整備事業&成年後見制度特集号

## 改定「生活支援等サービス冊子」完成!



生活支援・介護予防  
サービスを「見える化」しました。

平成29年2月に初回発行された「生活支援等サービス冊子」。高齢者の生活を支える取組み(生活支援・介護予防サービス)を生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)が中心となり、1冊にまとめた冊子となっています。

毎年更新、発行されているものですが、今年度は新たに全面改定をし、発行いたしました。

冊子の配布を希望される方は、社会福祉協議会へ御連絡ください。

### ひだまり No.294

もくじ

- 生活支援等サービス冊子が完成しました!・・・1
- 介護サービス情報公表システム……………2
- 交流の場・通いの場の紹介(ふれあいサロン休止中の活動)・・・3
- 交流の場・通いの場の紹介(居場所再開の様子)・・・4
- 家事援助、外出支援の紹介……………5
- 中畑北区買物支援プロジェクト、御奇附の報告・・・6
- 成年後見制度とは何ですか?……………7~8
- 市民後見人養成講座説明会……………9~10

# 厚生労働省「介護サービス情報公表システム」 を是非御活用ください。

御殿場市社会福祉協議会では、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためのしくみづくり、「高齢者生活支援体制整備事業」に取り組んでいます。

その一環として、買物や掃除、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援する「家事援助サービス」、住民やNPO団体等様々な主体による「交流の場・通いの場」などの情報をまとめ、公開させていただいております。

これらの情報は、インターネット上で厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」でも検索することができます。

高齢者が地域の中で利用できる様々なサービスの情報源として、是非御活用ください。

サービス	説明
見守り・安否確認	地域の自治会、民間事業者等による高齢者の安否確認や見守りを家事支援等と共に行うサービス ※安否確認には緊急時に通報できるサービスを含む。
配食（+見守り）	配食だけでなく、訪問時に安否確認や見守りも兼ねたサービス
家事援助	買物や掃除、調理、洗濯等の日常生活に必要な家事を支援するサービス
交流の場・通いの場	住民やNPO団体等、様々な主体によるミニデイサービスやふれあいいきいきサロン等の交流の場、運動・栄養・口腔ケア等の専門職が関与する教室を開催しているサービス
介護者支援	介護をしている家族の集いや介護サービスを利用している方の状態維持・改善に向けた知識・技術の教室等であり、介護をする方を支援するサービス
外出支援	通院や買物等が1人では困難な方へ移動支援を行うサービス

 **介護サービス情報公表システム**

**検索**



クリック!!

●問合せ

社会福祉法人  
**御殿場市社会福祉協議会** 地域福祉課

〒412-0042 静岡県御殿場市萩原988番地の1  
御殿場市民交流センター「ふじざくら」内

電話 **0550-70-6801**

FAX **0550-89-5501**

e-mail info@gosyakyō.jp



# 交流の場・通いの場の紹介 (ふれあいサロン休止中の活動)

今年の春以来、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、高齢者の交流の場・通いの場の活動休止を余儀なくされました。その中で、休止中のふれあいサロンでは、地域福祉推進委員の皆さんのアイデアで優しさあふれる活動が行われました。

## 西田中区いきいきサロン

### いきいきサロン通信の発行

西田中区のいきいきサロンでは、4月の開講式以降サロンの開催を見合わせています。

そこで、地域福祉委員の皆さんが「何かしよう!」と話し合いをし、「いきいきサロン通信」を作成しました。通信には、4月の開講式の様子や今後のサロン活動の情報などを掲載し、安否確認を兼ね高齢者の自宅に民生委員さんを通してお届けしました。



## 栢の木区ひだまりの会

### 花鉢をお届けしました

栢の木区ひだまりの会では、4月から7月のサロン開催を見合わせています。

地域福祉委員の皆さんが、高齢者(会員)の自宅を訪ね、健康状態の把握や激励を兼ねて花鉢をお届けしました。

花鉢を受け取った会員さんは、満面の笑みで「気分が晴れます」と喜んでいました。



## 板妻区

### いきいきサロンすこやかティータイム

板妻区のいきいきサロンすこやかティータイムでは、3月から8月のサロン開催を見合わせています。

福祉委員だけでも活動をしようという思いから、福祉委員の皆さんだけで集まり、七夕飾りを作りました。短冊には「早くサロンが開けますように」と少しでも早くサロンの再開ができるようにと願いを込めました。完成したものは公民館の入り口に飾りました。



短冊にはサロンの再開を願いました。

## 交流の場・通いの場の紹介 (居場所再開の様子)

「新しい生活様式」を取り入れた、居場所の活動が始まりました。  
今後も再開に向けて、段階的に取組みを進めていきます。

### 居場所 ふれんどカフェ(鮎沢区)

#### 3密を避け、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底した活動 手作りの間仕切りを作成し感染予防

6月9日(火)、ふれんどカフェが「新しい生活様式」を取り入れながら、3カ月ぶりに再開されました。

「開催時間を短縮」「会場の窓ガラスは全開」「消毒液や除菌アルコールタオルを出入口や机などの至る所に設置」「手作りの間仕切りを用意し、参加者同士の飛沫感染予防に努める」などの工夫をしながら開催されました。

参加者からは、「毎日テレビばかり見ていたから再開して嬉しい」「皆が集まることは良いことだから、是非続けてほしい」などの感想を頂きました。



参加者も手指の消毒



手作りの間仕切り



裏面は百人一首で頭の体操



マスクを着けて笑顔で会話

### 居場所 富士見原カフェ(富士見原区)

6月18日(木)、本年度初めての富士見原カフェが開催されました。

入口に消毒液や体温計を設置し、「新しい生活様式」に則った形で会場は準備されています。参加者については手指の消毒、検温を行い、マスクを着用して会場に入ります。

当日は、参加者同士の席が一定の距離を保つように配置され、3密を避ける工夫をしながら開催されました。

また、室内の窓ガラスを開けて換気をし、心地よい風を感じながら参加者同士久しぶりに会話とお茶の時間を楽しみました。

「富士見原カフェ」は、本年度も地域の方が気軽に立ち寄れる居場所として、月1回の開催を予定しています。



久しぶりの会話の時間



コーヒーや菓子は個別に準備



交代制で輪投げに挑戦

# 家事援助、外出支援の紹介

草取りや掃除等の日常生活に必要な家事援助、通院・買物等の外出支援の需要が高まっています。

## 住民参加型生活支援事業「あったかサポート」

あったかサポートは、地域の皆さんの参加と協力による住民相互の支え合い(会員制の住民参加型有償在宅福祉サービス)の事業です。昨年度から本格的に稼働を始め、掃除や草取りなどの家でのちょっとした困りごとに対して、登録をしている支援員が支援をしています。昨年度は50件の支援を行いました。誰もが住み慣れた家や地域で、安心して自立した生活が送れるように支援を行っていきます。



洗い物・買物など



掃除・洗濯・窓拭きなど

御殿場市社会福祉協議会

## 「福祉車両運転ボランティアの会 たんぽぽ」

「優しさの種が市内一面に広がり、たんぽぽの花のように根付くことを私たちは願っています」との理念から平成15年「福祉車両運転ボランティアの会 たんぽぽ」が立ち上がりました。

社会福祉協議会では、市内にお住まいの日頃なかなか自力で外出できない高齢者や障害者のお手伝いをするための福祉車両の貸出しをしています。毎月70件近くの利用に対応する49人の運転ボランティアの皆様が3台の福祉車両を使い、外出支援活動を行っています。



### 「たんぽぽ」 会長からの一言

ボランティアは一人一人をつなげる役割があります。報酬は、「ありがとう」の言葉と利用者さんの笑顔です。一人でも多くの運転ボランティアをしてくださる方の参加をお待ちしております。



7月11日、運転ボランティア入門講座を開催しました!!

7人の方が「たんぽぽ」に入会してくださいました。



運転ボランティアを随時募集しています。

## 中畑北区買物支援プロジェクト

昨年度県のモデル事業として実施した、中畑北区を中心とした高齢者の買物支援プロジェクト。今年度は本格的に地域で稼働する準備を進めていました。新型コロナウイルス感染拡大防止のためなかなか実施できませんでした。6月26日(金)、今年度初めての実施に至りました。

移動手段の車両は社会福祉法人野菊寮様より借用し、ボランティアの方には運転と付添をしていただきました。新しい生活様式を取り入れながらの実施になりましたが、利用された方からは、「ふだんは重いものが買えないので、いろいろ買うことができ良かったです」「ボランティアさんが自宅まで荷物を運んでくれて助かりました」などの感想を頂きました。今後も感染予防に充分配慮しながら、定期的な買物支援プロジェクトを実施する予定です。



検温、体調チェック、消毒後乗車



野菊寮の車両を借用



自宅までボランティアが荷物をお届け!

## 高根地区山之尻区民の方から 手作りマスクを頂きました!!

高根地区山之尻区民の方から、67枚の手作りマスクの御寄附を頂きました。

頂いたマスクは、既に市民の皆様から頂いていた手作りマスクと合わせ、「一人暮らし高齢者ふれあい会食会」が新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月からお弁当のお届けをさせていただいている中で、7月も同企画を行った際にお弁当と一緒にお届けさせていただきました。



頂いた手作りマスク

## 赤い羽根共同募金の助成金により 新しい車両を購入することができました!!

皆様から頂いた赤い羽根共同募金の助成金により、御殿場市社会福祉協議会の在宅支援用車両1台を更新整備いたしました。

この車両は、主に毎月開催されている「一人暮らし高齢者ふれあい会食会」の参加者の送迎のほか、ほぼ毎日開催される居場所・サロンへの巡回や参加者・余興団体の方の送迎に活用させていただきます。



安全装備も充実した日産キャラバン

# 成年後見制度とは何ですか？

私たちは、「食料品や日用品を買う」「預貯金の入金や出金をする」などの日常的な行為のほか、賃貸借の契約、福祉サービスの利用の手続き、預貯金や不動産の管理など、日々の生活の中で様々な判断や決定をしています。

しかし、善し悪しを判断する能力が十分ではない場合は、自分に不利益な契約であつてもよく分からないまま契約をしてしまい、悪徳商法などの被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分ではない方々が、その人らしく安心して生活できるよう、権利や財産を保護し、支援する制度です。

## Q1 成年後見制度にはどのような種類がありますか？

A1

成年後見制度には大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの種類があります。また、法定後見制度は「補助」「保佐」「後見」の3つに分かれています。

### 成年後見制度

#### 任意後見制度

「判断能力が低下する前」に「本人」がサポートしてくれる人を選びます。

#### 法定後見制度 (補助・保佐・後見)

「判断能力が低下した後」に「家庭裁判所」がサポートしてくれる人を選びます。

## Q2 法定後見制度とは何ですか？

A2

本人の判断能力が低下し生活に支障が出たときに、本人や家族などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所がサポートしてくれる人を選ぶ制度で、判断能力の度合いに応じて、「補助」「保佐」「後見」という3種類のサポート制度に分けられています。

高 ← 判断能力 → 低

#### 補助

サポートを受けられれば  
契約などの際に安心

#### 保佐

サポートを受けられれば  
契約などができる

#### 後見

サポートを受けても  
契約などができない

※「契約など」とは、不動産や自動車の売買、金銭の貸し借りなど契約書を取り交わすことが一般的となっている行為の意味や内容を理解し、判断することをいいます。

### Q3 成年後見人等の役割は何ですか？

A3

成年後見人等(補助人・保佐人・成年後見人)は、本人の意思を尊重し、福祉サービスの利用など、本人がその人らしく暮らすために必要な契約、公共料金などの支払い、預貯金や不動産の管理などを、家庭裁判所の監督を受けながら行います。

食事の世話や実際の介護、入院時の身元引受けなどは、成年後見人等の役割ではありません。

#### 成年後見人等が行うことの一例



## 令和元年度 市民後見人養成講座 参加者の感想



家族に軽度発達障害の子供と認知症の母がいるため、後見制度のことは気になっていました。講座を受けて後見制度のしくみや、これからは高齢社会になっていく中で、市民後見人が必要とされるということが分かりました。



70代 男性

受講者の皆さんは、等しく成年後見事業に共鳴される方々であり、また旧知の間柄の方もおり、受講生活は、楽しく集中できました。また、若い方々と共学できたことに充実感を覚えました。

福祉・医療・法律等の各分野の講義を受け、また実際に後見人として活動されている方からの体験談を聞き、この制度とは何かを知りました。

一人一人に寄り添った生活環境の維持とその方々の笑顔を守るための必要な制度だと感じました。



令和  
2年度

御殿場市・小山町 主催

市民後見人養成講座説明会

## 参加者募集



御殿場市と小山町では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の生活を、市民感覚で支援し、成年後見活動を行っていく「市民後見人」の養成講座を開催します。

講座の開催に当たり、市民後見人の役割や養成講座の内容等の説明会を行います。是非御参加ください。

日時  
会場

① 令和2年**9月3日(木)** 13:30~14:30 (開場 13:00)

御殿場市民交流センター「ふじざくら」交流ホール 御殿場市萩原988-1

② 令和2年**9月4日(金)** 10:00~11:00 (開場 9:30)

小山町総合文化会館 2階 集会室 小山町阿多野130

※同じ内容を2回開催しますので、いずれかの日に御参加ください。

次のいずれにも該当する方

- ① 成年後見制度及び高齢者や障害者への福祉活動に理解と熱意がある方
- ② 権利擁護及び福祉の担い手として活動する意欲がある方
- ③ 20歳から概ね70歳までの心身共に健康である方
- ④ 御殿場市又は小山町に住所を有している方
- ⑤ 市民後見人養成講座の全日程を受講できる見込みがある方
- ⑥ 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会又は行政書士会に所属していない方

対象者

内容

成年後見制度の概要、養成講座の日程・カリキュラム、市民後見人の活動などについての説明

参加費 無料

申込  
方法

裏面の申込書に必要事項を記入のうえ提出(FAX可)していただくか、電話にてお申し込みください。

**申込期限** 令和2年9月2日(水)17時まで

※お申込み受付後、「受付票」や「受講票」等は送付しません。

※説明会に参加された方に養成講座の受講申込書をお渡します。

● 申込み・問合せ

社会福祉法人 御殿場市社会福祉協議会

〒412-0042 静岡県御殿場市萩原988-1 御殿場市民交流センター「ふじざくら」

電話 **0550-70-6801** FAX **0550-89-5501**

# 市民後見人養成講座の流れ(予定)

**説明会** 9月3日(木)・9月4日(金)開催

**受講申込受付** 9月11日(金)まで

**受講決定等** 募集締切後、書類選考により受講者を決定し、  
受講の可否について、9月20日頃までに連絡します。

**講座** 定員:20名 会場:御殿場市民交流センター「ふじざくら」ほか



	開催日時	テーマ	科目
①	10月 1日(木) 9:30~16:10	成年後見制度の基礎 ほか	成年後見制度概論 ほか
②	10月 8日(木) 10:00~16:10	対人援助の基礎 ほか	認知症高齢者 ほか
③	10月15日(木) 10:00~16:30	対象者理解 ほか	対象者理解 ほか
④	10月16日から11月4日までの間の1日(5時間)	体験実習 ほか	同行訪問 ほか
⑤	11月 5日(木) 10:00~16:10	関係制度・法律	家族法、財産法 ほか
⑥	11月12日(木) 10:00~17:00	関係制度・法律	生活保護制度 ほか
⑦	11月19日(木) 10:00~16:10	成年後見の実務	財産管理、身上監護 ほか
⑧	11月26日(木) 10:00~16:10	成年後見の実務	後見開始審判の流れ ほか
⑨	12月 3日(木) 10:00~12:30	成年後見の実務	死後事務 ほか
⑩	12月10日(木) 10:00~16:00	課題演習(グループワーク)	事例報告と検討
⑪	12月17日(木) 10:00~12:00	レポート作成 ほか	市民後見人像

## 受講終了後

養成講座修了者のうち、市民後見人として活動する意志のある方には、各市町社会福祉協議会の審査を経て、各市町社会福祉協議会の法人後見支援員等として、一定期間の実務経験を積んでいただきます。

御殿場市・小山町 主催

## 令和2年度 市民後見人養成講座説明会 参加申込書

TEL 0550-70-6801

FAX 0550-89-5501

御殿場市社会福祉協議会 宛

※お申込み受付後、「受付票」や「受講票」等は送付しません。  
当日、直接会場にお越しください。

名 前	フリガナ	生年月日 (年齢)	昭和・平成	年	月	日
			( 歳 )	※令和2年10月1日現在		
住 所	(〒 - )					
電 話		FAX				
希望日	<input type="checkbox"/> 9月3日(木) ・ <input type="checkbox"/> 9月4日(金) ※どちらか希望日を選択してください( <input type="checkbox"/> にチェックをしてください)					

令和2年9月2日(水)17時までにFAX又は電話でお申し込みください。  
説明会に参加された方に養成講座の受講申込書をお渡しします。